



保育園・認定こども園(保育園コース)への 入園後の利用について

質問①	保育施設の入所承諾通知書が届きましたが、短時間認定と書かれていました。短時間認定とは何ですか？
回答①	<p>保護者の就労状況等により、保育短時間、標準時間のいずれかの認定を行います。</p> <p>保育短時間認定は、9時から17時までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。ただし、17時以降も保育が必要な場合は、延長保育が利用できます（延長保育の利用に際しては、延長保育料が発生します）。</p> <p>保育標準時間認定は、7時30分から18時30分までのうち、保育の必要な時間、保育施設を利用できます。</p> <p>詳しくは右の二次元コードより市ホームページにてご確認ください。</p> 
質問②	標準時間認定されましたが、月～土曜日まで、朝7時30分から18時30分まで毎日利用できますか？就労時間は、父が週5日（月～金曜日）の9時から17時30分まで、母が週4日（月～木曜日）の9時から15時までです。通勤時間は保護者いずれも30分です。保育施設の利用時間はどうなりますか？
回答②	<p>保育施設の利用時間は、保護者のいずれもの通勤時間+就労時間のうち、短いほうで決まります。ご質問の場合では、母の就労時間のほうが短いので、月～木曜日の通勤時間と就労時間の間、保育施設をご利用できます。なお、金曜日と土曜日をご家庭で保育をお願いします。</p> <p>市内保育施設は、月曜日から土曜日まで、早朝から夕方遅くまで、多くの園が12時間以上開園し、保育を提供しています。開園時間が長いことから、園児の利用状況に応じた職員体制を組み、園の運営をしています。保育の利用につきましては、保護者のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。</p>
質問③	保育園に入園後、きょうだいの通院の時、他の児童は預けられますか？病院から患者となる児童以外は病院に連れてこないように言われます。
回答③	病院から指示がある場合等、患者となる児童以外の児童を連れて行けない場合は、各保育施設にご相談ください。なお、施設の状況によっては預けられない場合もあることをご了承ください。
質問④	保護者自身の体調が悪く、仕事を休んだ場合は児童を預かってもらえますか？
回答④	保護者による家庭保育が難しい場合は、各保育施設に事情を説明の上、ご相談ください。なお、施設の状況によっては預けられない場合もあることをご了承ください。

質問⑤	きょうだい別々の園になった場合、引き落とし口座はそれぞれ登録しなければいけませんか？
回答⑤	<p>引き落とし口座の登録は通園する園によって異なります。支払い先は、二次元コードより市ホームページの「保育必要量及び保育料等について」の「保育料等のお支払い方法等」をご確認ください。支払い先がきょうだい共に箕面市の場合は、きょうだい別々の保育施設であっても、それぞれ登録する必要はありません。（どちらか一人分を登録ください。同じ口座よりきょうだい全員分の保育料等をお支払いいただきます。）</p> 
質問⑥	退職または転職を考えていますが保育園を継続利用することは可能ですか？
回答⑥	<p>退職後、求職活動を行わない場合は退職日をもって退園となります。退職することが決まった段階で子ども総合窓口にご連絡ください。なお、退職後に求職活動をする場合、保育園の継続利用は可能ですが、できる限り1か月以内（原則2か月以内）に仕事を決め、就労を開始してください。また、求職活動中は短時間認定での利用となり、求職活動をしない日は家庭保育をお願いします。さらに、新しい就労先が決まり次第「就労証明書」の提出が必要であり、給与が発生次第「就労実績（2か月分）」の提出が必要です。例えば、10月末に退職した場合、求職活動期間は11月と12月ですが、11月中に就職先が決まった場合は、12月上旬には就労を開始してください。求職活動期間を過ぎても就労先が決まらない場合は一旦退園となります。次回の面接の日程がなかなか決まらない等で1か月を過ぎても就労先が決まらない場合は、子ども総合窓口へご相談ください。</p>
質問⑦	保育所入所保留通知書（待機通知書）は再発行できますか？
回答⑦	<p>再発行はできません。保育所入所保留通知書（待機通知書）は最初の入園希望月の一度のみ発行のため、大切に保管してください。なお、令和6年度内に再度、保留（待機）の証明が必要な場合は「保育施設の入所保留に関する証明願」を子ども総合窓口にご提出ください。ただし、発行までには1週間程度かかりますので、ご注意ください。また、入所選考が終わっていない月の証明はできません。</p>
質問⑧	子どもに卵のアレルギーがあるが預けることが可能でしょうか。
回答⑧	<p>食物アレルギー等の食事制限が必要な児童で、家庭においても制限食を実施されている場合には、保育園においても集団保育、集団給食の範囲内で可能な限り、アレルギー対応を実施しています。</p>